

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	公営住宅・改良住宅の管理事務に係る基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松前町は、公営住宅・改良住宅の管理事務において、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に大きく影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報を取り扱うすべての職員等が「個人情報保護」に関するあらゆる法令を遵守するとともに、特定個人情報の漏えい等のリスクを軽減させるために適切な対策を講じ、その対策を継続的に見直すことにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

愛媛県松前町長

## 公表日

令和8年2月19日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公営住宅・改良住宅の管理事務
②事務の概要	<p>松前町において、公営住宅法及び住宅地区改良法に基づき建設し管理を行っている公営住宅及び並びに改良住宅の適正かつ効率的な管理・運営のため、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>&lt;公営住宅の管理事務&gt;</p> <p>①収入の申告の受理、その申告に係る事実についての審査又はその申告に対する応答に関する事務            ②家賃若しくは金銭若しくは敷金の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務            ③敷金の徴収に関する事務            ④家賃、敷金若しくは金銭の徴収猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務            ⑤入居の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務            ⑥同居若しくは承継しようとするときの承認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務            ⑦明渡しの請求に関する事務            ⑧家賃の決定又は金銭の徴収に関する事務            ⑨明渡請求の期限の延長の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答に関する事務            ⑩他の適当な住宅へのあっせん等に関する事務            ⑪収入状況の報告の請求等に関する事務            ⑫条例で定める事項に関する事務</p> <p>なお、これらの事務に関して、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律第19条第8号別表第2に基づき、各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して特定個人情報の照会を行う。</p> <p>&lt;改良住宅の管理事務&gt;</p> <p>①敷金の徴収に関する事務            ②敷金の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務            ③家賃若しくは敷金の徴収猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務            ④入居の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務            ⑤明渡しの請求に関する事務            ⑥収入状況の報告の請求等又は条例で定める事項に関する事務            ⑦家賃の決定に関する事務            ⑧家賃若しくは割増賃料の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務            ⑨割増賃料の徴収に関する事務            ⑩割増賃料の徴収猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務            ⑪他の適当な住宅へのあっせん等に関する事務</p> <p>なお、これらの事務に関して、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律第19条第8号別表第2に基づき、各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して特定個人情報の照会を行う。</p>
③システムの名称	1. 公営住宅システム 2. ID連携サーバ(団体内統合利用番号連携サーバ) 3. 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
公営住宅情報ファイル(入居管理、家賃算定、収納処理、名寄・帳票等)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項、(別表第1 27・52)</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第18、26</li> <li>・松前町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第1項、第2項</li> <li>・松前町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則 第6条、第16条</li> </ul>

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定         </span>
②法令上の根拠	番号法第19条8号(特定個人情報の提供の制限) <情報提供の根拠> 当該事務において、情報提供は実施しない。 <情報照会の根拠> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第18条、第26条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(別表第2 53項・76項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	松前町役場 産業建設部 まちづくり課
②所属長の役職名	まちづくり課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	松前町(総務課広報広聴係) 〒 : 791-3192 住所 : 愛媛県伊予郡松前町大字筒井631番地 TEL : 089-985-2111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	松前町(まちづくり課住宅係) 〒 : 791-3192 住所 : 愛媛県伊予郡松前町大字筒井631番地 TEL : 089-985-2111(代表)
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている



## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月28日	1. ②事務の概要	管理を行っている公営住宅及び並びに改良住宅	管理を行っている公営住宅及び改良住宅	事後	誤字脱字
平成29年12月28日	1. ②事務の概要	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	事後	誤字脱字
平成29年12月28日	3. 法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律第9条第1項(別表第1 19項・35項) 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府総務省令第5号)第18条・第26条	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項(別表第1 19項・35項) 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府総務省令第5号)第18条・第26条 松前町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	事後	誤字脱字、条例制定、評価書の見直し
平成29年12月28日	4. ②法令上の根拠	<情報照会の根拠> 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律第19条第7号(別表第2 31項・54項) 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び命令を定める命令(内閣府総務省令第7号)第22条・第28条	<情報照会の根拠> 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号(別表第2 31項・54項) 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び命令を定める命令(内閣府総務省令第7号)第22条・第28条	事後	誤字脱字

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月28日	II 1. いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	評価書の見直し
平成29年12月28日	II 2. いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	評価書の見直し
令和3年9月1日	3. 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項(別表第1 19項・35項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府総務省令第5号)第18条・第26条 松前町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項(別表第1 19項・35項) ・松前町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項	事後	記載方法変更に伴う見直し
令和3年9月1日	4. ②法令上の根拠	<情報照会の根拠> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号(別表第2 31項・54項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び命令を定める命令(内閣府総務省令第7号)第22条・第28条	<情報照会の根拠> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号(別表第2 31項・54項)	事後	法令改正に伴う見直し(番号法第19条号ズレ)
令和3年9月1日	II 1. いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	評価書の見直し
令和3年9月1日	II 2. いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	評価書の見直し
令和3年9月1日	1. ②事務の概要	なお、これらの事務に関して、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律第19条第7号別表第2に基づき、各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して特定個人情報の照会を行う。	なお、これらの事務に関して、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律第19条第8号別表第2に基づき、各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して特定個人情報の照会を行う。	事後	法令改正に伴う見直し(番号法第19条号ズレ)
令和3年9月1日	7. 請求先	松前町(総務課広報情報係)	松前町(総務課広報広聴係)	事後	重要な変更に当たらない(係名の変更)
令和3年9月1日	8. 連絡先	松前町(まちづくり課町営住宅係)	松前町(まちづくり課建築住宅係)	事後	重要な変更に当たらない(係名の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月18日	I 3法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項(別表第1 19項・35項)</li> <li>松前町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、(別表第1 27・52)</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第18、26</li> <li>松前町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第1項、第2項</li> <li>松前町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則 第6条、第16条</li> </ul>	事後	法令改正に伴う見直し
令和8年2月18日	I 4法律上の根拠	<p>&lt;情報照会の根拠&gt; 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号(別表第2 31項・54項)</p>	<p>番号法第19条8号(特定個人情報の提供の制限)</p> <p>&lt;情報提供の根拠&gt; 当該事務において、情報提供は実施しない。</p> <p>&lt;情報照会の根拠&gt; 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第18条、第26条</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(別表第2 53項・76項)</p>	事後	法令改正に伴う見直し
令和8年2月18日	8. 連絡先	松前町(まちづくり課建築住宅係)	松前町(まちづくり課住宅係)	事後	重要な変更当たらない(係名の変更)
令和8年2月18日	II しきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の集計か	令和3年9月1日	令和8年1月1日時点	事後	重要な変更当たらない(時点の変更)
令和8年2月18日	II しきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の集計か	2021/9/1	令和8年1月1日時点	事後	重要な変更当たらない(時点の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月18日	IV 5 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークを通じた提供を除く)	十分である	[○]提供・移転しない	事後	評価書の見直し
令和8年2月18日	IV 8 人手を介在させる作業	-	十分である	事後	様式変更に伴う項目追加
令和8年2月18日	IV 11 最も優先度が高いと考えられる対策	-	権限のない者によって不正に使用されるリスク対策	事後	様式変更に伴う項目追加
令和8年2月18日	IV-9監査	自己点検	自己点検、内部監査	事後	重要な変更に当たらない